

米沢市の建築物における 木材の利用の促進に関する基本方針



【米沢市】
令和4年7月

目 次

第1 趣旨	1
第2 建築物における木材の利用促進の意義及び基本方向	1
1 建築物における木材の利用の促進の意義	1
2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向	3
第3 建築物における木材利用促進のための施策に関する基本的事項	5
1 建築物木材利用促進協定制度の活用	5
2 公共建築物等における木材利用の促進	6
3 木造化以外の木材利用を促進する箇所等	6
4 木質バイオマスの利用促進	6
第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標	6
第5 建築物における地域産材の適切な供給の確保に関する基本事項	6
第6 その他地域産材の利用の促進に関し必要な事項	7
1 公共建築物の整備	7
2 備品や消耗品等の購入	7

【表紙写真】

- ①ナセBA（市立米沢図書館+米沢市民ギャラリー）H28完成
地域産材（米沢産杉）を利用した木質化
- ②米沢市庁舎（ロビー）R3完成
地域産材（米沢産杉）を利用した木質化
- ③米沢市庁舎（議場）R3完成
地域産材（米沢産杉）を利用した木質化
- ④田沢コミュニティセンター（入口ホール）R3完成
地域産材（米沢産杉及びホーグル）を利用した木造化

- ⑤上中原の“草木塔”慶応元年（1865年）建立
草木にもそれぞれ霊魂がやどり、その草木から得られる恩恵に感謝し、伐り倒した草木の魂を供養する心が、草木塔を建てさせたものと言われています。

米沢市の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

第1 趣旨

「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」(以下「法」という。)に改正され建築物における木材利用の促進が公共建築物から民間建築物に拡大され、令和3年10月1日施行された。

この改正された法第12条第1項の規定に基づき策定された、県の基本方針「やまがたの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(令和4年3月24日施行)に即して、市が整備する公共建築物及び市区域内の民間建築物における地域産材^{※1}を含む木材の利用の促進、木造化^{※2}、内装等の木質化^{※3}等に必要な基本的事項等を定めるものである。

※1 地域産材とは、主に米沢市内及びその周辺地域の森林から生産された木材のこと。

※2 木造化とは、建築物における構造上重要な部分である柱、梁、桁等を木材主体で建築すること。

※3 内装等の木質化とは、建築物における構造上重要な部分以外の天井、床、壁等の室内に面する部分等に木材を使用すること

第2 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材の利用の促進の意義

木材の利用を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化や雇用の創出につながるものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現や国際目標である持続可能な開発目標(SDGs)のゴールの多くに関連し、特に「13 気候変動に具体的な対策を」に貢献するものである。

木材のカーボンニュートラルな特性



バイオマスを燃焼すること等により放出される二酸化炭素は、植物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であることから、バイオマスは、人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させないという特性がある。

住宅一戸当たりの炭素貯蔵量と材料製造時の二酸化炭素排出量

	木造住宅	鉄骨プレハブ住宅	鉄筋コンクリート住宅
炭素貯蔵量	6 炭素トン	1.5 炭素トン	1.6 炭素トン
材料製造時の炭素放出量	5.1 炭素トン	14.7 炭素トン	21.8 炭素トン

資料：大熊幹章（2003）地球環境保全と木材利用，一般社団法人全国林業改良普及協会：54、岡崎泰男，大熊幹章（1998）木材工業，Vol. 53-No. 4：161-163.

我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係 林野庁 HP より

- 森林そのものが様々なSDGsに貢献。さらに森林資源・森林空間の利用を通じ、様々なSDGsに貢献。
- これらの利用は、林業・木材産業を通じ、森林の整備・保全に還元されるという大きな循環につながっている。



注1：アイコンの下の文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。
 注2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

加えて、木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成に貢献する建設資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面、構造・防火関係の法規制の課題から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は強度等に優れた建築用木材である CLT (直交集成板) や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木材建築物等が建築されるようになってきている。

CLT(直交集成板)とは



(内閣官房 CLT活用促進のための政府一元窓口HPより)

このようなことから、公共建築物のみならず、民間建築物における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、市街地等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

(1) 市の役割

市は、地域産木材の利用促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められており、法第 12 条に規定する市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針」(以下「市町村方

針」という。)を策定するとともに、県と連携しながら地域産材の調達に係る情報提供を行うなど地域産材の利用に取り組みやすい体制整備を進めるものとする。

(2) 関係者の役割分担

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、県又は市町村が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、建築物における地域産材の利用の促進及び建築物の整備の用に供する地域産材の適切な供給の確保に努めるものとする。

建築物を整備する事業者は、木材の利用の意義等について理解を深め、その整備する建築物において新たな木質部材を含む地域産材の積極的な利用に努めるものとする。

林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともにニーズに対応した木材供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、地域産材の具体的な利用方法の提案に努めるものとする。

(3) 地域産材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用促進にあつては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保する等、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるよう木材の安定供給に努めるとともに、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

クリーンウッド法による登録制度

合法伐採木材等の利用に適切かつ確実に取り組む木材関連事業者が、登録実施機関に取組内容を申請して登録を受ける制度です。

登録を受けた木材関連事業者は、法律に基づき「登録木材関連事業者」という名称を用いることができます。



第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定制度の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、この方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度の情報提供を行うものとする。

【協定のイメージ】



2 公共建築物等における木材利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号及び法施行令(平成 22 年政令第 203 号)第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物とする。

(2) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設等)、病院、運動施設(体育館等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、コミュニティセンター、市営住宅、庁舎、その他の施設

(3) 市以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

市は可能な限り木材が使用されるよう働きかけるものとする。

3 木造化以外の木材利用を促進する箇所等

(1) 建築物の内装等

(2) 家具・備品・調度品等

(3) 土木工事用資材(機能上支障のないもの)

4 木質バイオマスの利用促進

暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする機器の導入に努める。



第 4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

市が整備する公共建築物のうち、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第 3 の 2 (2) で市が整備する公共の用又は公用に供する建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

また、高層・低層にかかわらず、外観上又は機能性の観点から適当と認められる部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

なお、公共建築物において利用する木材は、原則として地域産材の使用に努めるものとする。

第 5 建築物における地域産材の適切な供給の確保に関する基本的事項

建築物における地域産材の適切な供給の確保を図るため、市や関係者(森林所有者、森林組合、林業従業者、木材製造業者等)が連携して、林内路網の整備、林業機械

の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上に努め、さらには、県や木材関連団体と連携し、地域産材の需要と供給に関する情報の共有化を図り、地域産材の安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、市はこれら木材の供給に携わる関係者の取り組みを促進するため、必要な施策の推進を図るものとする。

第6 その他地域産材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物の整備

公共建築物の整備においては、設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの低減が図られる場合がある。

このため、公共建築物の整備に当たっては、維持管理及び解体・廃棄等のコストの低減なども含めた総合的なコストに考慮し、木材の利用に努めるものとする。

2 備品や消耗品等の購入

購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

附 則 この基本方針は、平成25年3月15日より施行する。

附 則 この基本方針は、令和4年7月5日より施行する。

